

令和 5 年度第 8 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 5 年 8 月 1 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課 [内線 2 4 8 3]

保健福祉部子育て支援課 [内線 2 5 5 1]

保健福祉部子ども保育課 [内線 2 5 2 8]

① 件 名
こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備に伴う関係条例等の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>こども家庭庁設置に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する「こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 4 年法律第 7 6 号。以下「整備法」という。）が公布された。</p> <p>本整備法により、学校教育法をはじめ 4 8 件の法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されている。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令の改正に伴い、関係する条例等の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号） 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号） 石巻市かもめ学園条例（平成 1 7 年条例第 1 4 1 号） 石巻市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年石巻市条例第 3 9 号） 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年石巻市条例第 3 6 号） 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年石巻市条例第 3 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 4 月 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律公布
⑤ 主な内容
<p>関係法令の改正に伴い、下記の関係する条例等の一部改正を行う。</p> <p>1 関係条例の改正（別紙 1 参照）</p> <p>(1) 石巻市かもめ学園条例の改正</p> <p>児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 2 項中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 2 項中「厚生労働大臣」が「主務大臣」に改正されたことに伴い、石巻市かもめ学園条例（平成 1 7 年条例第 1 4 1 号）を整理。</p> <p>(2) 石巻市子ども・子育て会議条例の改正</p> <p>子ども・子育て支援法第 7 2 条から第 7 6 条まで削除されたことに伴い、条ずれが生じたため、石巻市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年石巻市条例第 3 9 号）を整理。</p>

<p>(3) 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正 学校教育法第25条に第2項及び第3号の追加及び子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことに伴い、条ずれが生じた。また、法律・事務の所管庁の移管等に伴い、「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことにより、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第36号）を整理。</p> <p>(4) 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 児童福祉法第24条の26第2項中「厚生労働大臣」が「内閣総理大臣」に改正されたことに伴い、石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第37号）を整理。</p> <p>2 関係規則等の改正（別紙2及び別紙3参照） 関係条例の改正と同様に、関係規則・要綱等について、法改正等に伴う文言を整理。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 関係条例等を整理することにより、適正な運営が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年9月 市議会第3回定例会に、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案 （公布の日から施行） 関係規則・要綱等の改正（公布の日から施行）</p>
<p>⑨ その他</p>